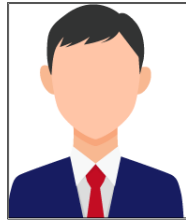


JRFU セーフティーアシスタント 認定講習会開催実施要項（山梨県ラグビー協会）

1. 主 催 (公財)日本ラグビーフットボール協会
2. 主 管 (公財)日本ラグビーフットボール協会 安全対策委員会
関東ラグビーフットボール協会 安全対策委員会
山梨県ラグビーフットボール協会 メディカル・安全対策委員会
3. 目 的 レフリーが競技区域に入る許可を与える、チームドクター・医務心得者・助手が、ラグビー競技におけるプレイヤーの安全、試合中の負傷等に対する迅速な対応、試合の円滑な進行に関する認識・知識を共有すること。(競技規則第6条 A. 5. (a) 参照)
4. 日 時 2019年6月11日(火) 19:30~20:00(受付 19:00~)
山梨県開催は一日のみです。SA認定者がいないチームは試合には参加できません。
当日受講できない場合は、近隣都県の講習を受講してください。
5. 場 所 山梨学院大学ラグビーグラウンド クラブハウス2F 会議室
甲府市和戸町670-1 TEL: 055-231-1530
6. 講習会名 2019年度山梨県セーフティーアシスタント認定講習会
7. 内 容 (1)挨拶 メディカル・安全対策委員長
(2)セーフティーアシスタント制度の歴史的背景について
(3)関連する競技規則および資格について
(4)セーフティーアシスタントの役割、服装、所持品について
(5)セーフティーアシスタントとして必要な医学的基礎知識
(6)その他
8. 参 加 者 ラグビー競技の現場における安全管理を志すもの、または、担うもの
9. 受講条件 (1)年齢は15歳以上であること。*中学生以下は不可
(2)ラグビー競技を理解し、セーフティーアシスタント職務を行える身体であること。
10. 講 師 (1)山梨県ラグビーフットボール協会 メディカル・安全対策委員長 萩野哲男
(2)その他
11. 運営委員 山梨県ラグビーフットボール協会 メディカル・安全対策委員会
12. 資 料 (1)「セーフティーアシスタント制度」講習資料
(2) その他
13. 持 参 品 筆記用具
別紙セーフティーアシスタント登録票(記入してきてください)
顔写真(縦3cm×横2cm・セーフティーアシスタント制度認定証に添付用)



(持参した写真を貼る)

(SA 講習終了後配布いたします)

注 意

1. この認定証は、他人に貸与または譲渡することはできない。
2. セーフティーアシスタントとして試合に臨むときは、試合前に本認定証をレフリーに提示し、レフリーの指示に従うこと。
3. 本認定証の有効期限は、発行日より4年間とする。

(公財) 日本ラグビーフットボール協会
http://www.rugby-japan.jp
〒107-0061 東京都港区北青山 2-8-35 TEL: 03-3401-3321
E-Mail: anzentaisaku@rugby-japan.or.jp

保有資格

<input type="checkbox"/> 医師	<input type="checkbox"/> 歯科医師	<input type="checkbox"/> 看護師	<input type="checkbox"/> 理学療法士
<input type="checkbox"/> 救命救急士	<input type="checkbox"/> 柔道整復師	<input type="checkbox"/> はり師	<input type="checkbox"/> ききう師
<input type="checkbox"/> あん摩マッサージ指圧師			
<input type="checkbox"/> 日本体育協会公認 アスレティックトレーナー	署名		

(保有資格、署名を必ずしてください)

1 4. その他

(1) チームは協会登録の際、1名以上のセーフティーアシスタント資格保有者を申請しなければならない。

(2) 2016.3 の“セーフティーアシスタント (SA) 切替・移行猶予期間について(通達)”により、有効期限は発行年度含め 4ヶ年度+5ヶ月 (翌年度8月31日まで) とする。

(3) 対象講習会

- 1) 都道府県協会主管、開催セーフティーアシスタント認定講習会
- 2) 日本協会主催 メディカル委員会トレーナー部門運営 JRFU トレーナーセミナー
- 3) その他日本協会安全対策委員会が認めた講習会

(4) 認定要件

- ・ 日本協会及び各都道府県におけるセーフティーアシスタント認定講習会を受講し、適格であると判断され、所定の手続きを経た者へ日本協会が認定する。
- ・ 受講資格：15歳以上（中学生以下は不可）
- ・ 有効期限は発行年度含め 4ヶ年度+5ヶ月 (翌年度8月31日まで) とする。有効期間内に日本協会が認めた前記(3)の対象講習会を受講し、有効な SA 認定証を取得するものとする。
- ・ 有効期限内に対象講習会を受講し、認定証を取得した場合は最新の認定証の有効期限を有効期間とする。
- ・ 切替・移行に関し有効期限が切れる翌年度の8月末日まで切替・移行猶予期間を設ける。

- 例) 2014年度発行認定証 (2017年度有効期限が切れる方) ⇒2018年8月31日まで有効
 2015年度発行認定証 (2018年度有効期限が切れる方) ⇒2019年8月31日まで有効
 2016年度発行認定証 (2019年度有効期限が切れる方) ⇒2020年8月31日まで有効
 2017年度発行認定証 (2020年度有効期限が切れる方) ⇒2021年8月31日まで有効
 2018年度発行認定証 (2021年度有効期限が切れる方) ⇒2022年8月31日まで有効

問い合わせ

安全対策担当 三浦和雄 e-mail: kazmiura@kai.ed.jp